

計画7

病床の確保と在宅療養ネットワークの構築

< 5 年 後 の 目 標 >

- 1 一般・療養病床(※)の190床程度増床(人口10万人あたり307床に)
- 2 順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充
- 3 練馬光が丘病院の改築による医療機能と療養環境の充実
- 4 大泉学園町に新病院を整備し、在宅療養ネットワークを構築

5 か 年 の 取 組

1 順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充

病床稼働率の高い順天堂練馬病院は、さらに患者を受け入れるため90床増床し、区民の要望が高い救急医療や周産期センター(NICU)を新設するなど、医療機能の拡充を図ります。

2 練馬光が丘病院の改築

狭隘で老朽化している練馬光が丘病院の改築を進め、今後の医療需要を見据えた医療機能の拡充と療養環境の向上を図ります。

3 新病院(大泉学園町)の整備と在宅療養のネットワークの構築

大泉学園町7丁目に療養病床100床程度の病院(介護老人保健施設80床程度を併設)を整備し、地域における在宅療養患者の支援を行います。

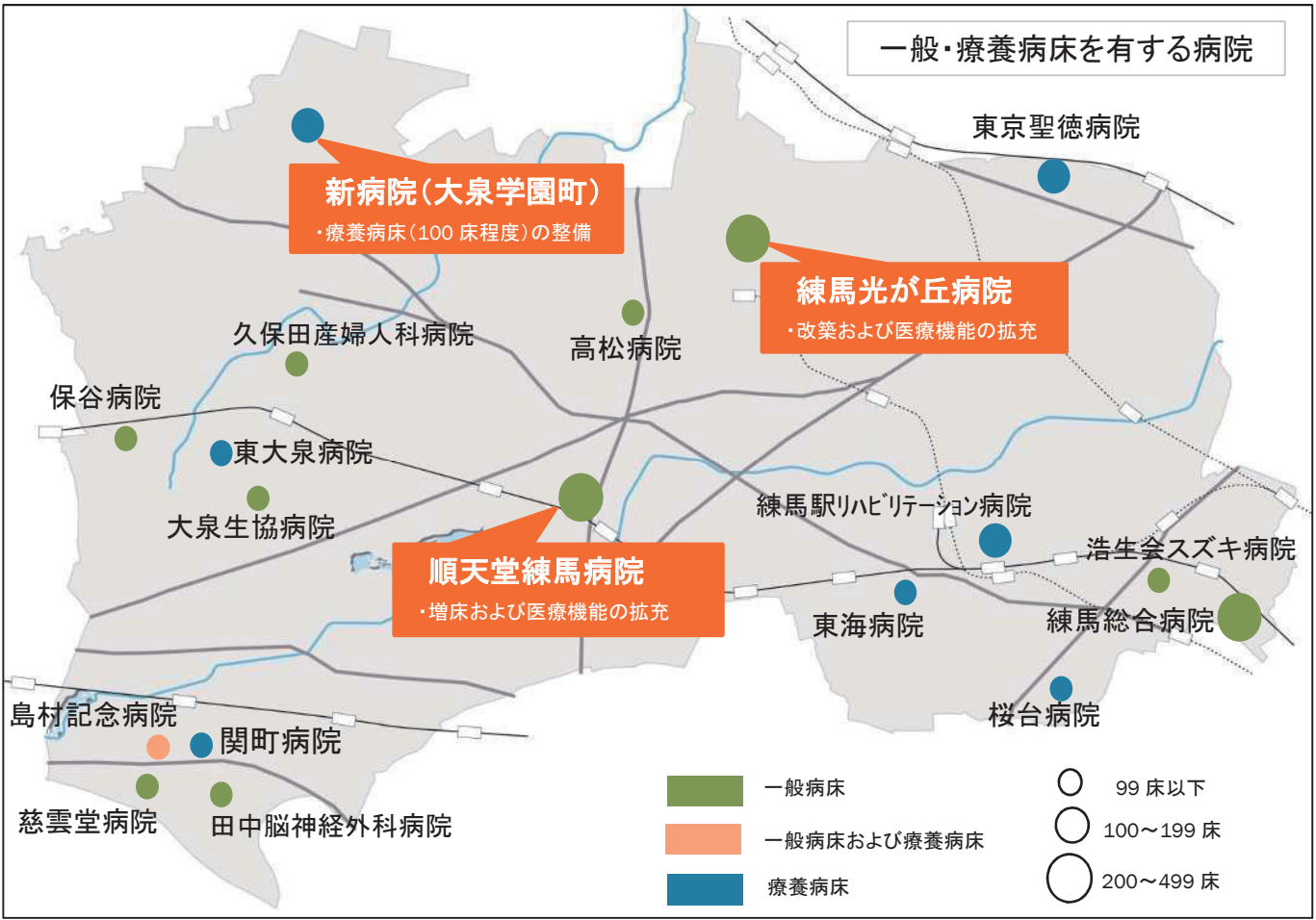
また、急性期から在宅まで切れ目のない医療・介護を提供するため、病院や診療所、介護施設などの地域資源をいかし、医師会等との連携による在宅療養のネットワークを構築します。(「計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立」再掲)

4 支援制度の創設による病院整備の促進

新規に病床を整備する医療法人等に対する支援制度を創設し、同一医療圏からの病床移転を含め、病院整備を促進します。

5 新たな急性期病院整備の検討等

新たな急性期病院の整備についても、国や都の動向を踏まえて検討を継続します。さらなる病床増等について、国や都に働きかけを行います。



- ① 練馬区における人口10万人あたりの一般・療養病床数は281床で23区中最も少なく、23区平均の3分の1となっています。入院を必要とする区民の約7割は区外の病院に入院している状況や、急性期病院を退院した患者を受け入れる回復期・慢性期病院が少ない状況からすると、既存病院の増床や新たな病院の誘致を図る必要があります。
- ② 救急患者の約6割が区外へ搬送されている状況からすると、区内の救急医療体制を整える必要があります。さらに、地域周産期母子医療センターの整備も含めて周産期医療の充実を図る必要があります。小児救急医療においては、小児救急入院患者を受け入れる病床の確保を始めた体制の充実が必要です。
- ③ 地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する病院を地域に整備し、医療・介護関係者のネットワークを構築、充実させる必要があります。

※ 一般病床… 病気やケガなどで緊急入院するなど、急性期の患者を対象とする病床をいいます。
 ※ 療養病床… 急性期後の回復期や慢性期の患者を対象とする病床をいいます。一般病床の患者も症状が安定し、リハビリなどが必要となった段階で、療養病床に移ることもあります。